

平成23年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

日 時 平成23年8月31日（水）14時00分から16時00分まで
場 所 千葉中央コミュニティセンター8階87会議室
出席者 加藤委員、木戸委員、福岡委員、大前委員、田川委員、白井委員
事務局（高齢福祉課）柴田課長、湯浅主査、西村主任主事
（介護保険課）榎本主事
（障害企画課）中野主任主事
（障害者自立支援課）松澤主任主事
（交通政策課）初芝主任技師
議 題 更新登録申請について

（事務局）

委員の皆様、大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただ今から平成23年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、千葉市役所高齢福祉課の西村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のご出席の委員数は、総数7名のうち6名でございますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の議題は更新登録申請について予定しておりますが、そのうち申請についての協議は非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様にはご了承いただきたいと存じます。

それでは始めに、主催者であります千葉市高齢福祉課長の柴田よりご挨拶を申し上げます。

（柴田課長）

こんにちは。高齢福祉課の柴田と申します。

本日はお忙しい中、千葉市福祉有償運送運営協議会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。

また日頃から、本市の保健福祉施策の推進に対して、ご協力ご理解いただきまして大変ありがとうございます。

当事業は、要介護認定者の方や障害者等身体上等の理由によりまして、単独で移動が困難な方々の移動手段を確保するという観点から、大変重要な施策と考えております。

8月末には、登録を受けた事業者さんが市内に16事業者ございます。その中で、本日は

更新登録申請 7 件の審査を行うこととなります。

委員の皆様方には、高齢者や障害者の状況やタクシー等の運輸事業等の整合性なども踏まえましてご審議をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、次第の 3 ですが、平成 23 年 4 月 1 日付で委員の交代がございましたのでご紹介いたします。

本運営協議会の会長を務めていた西山委員に替わりまして、同じく千葉県高齢障害部長の白井委員です。

(白井委員)

白井でございます。どうかよろしくお願いいたします。

(事務局)

本日は欠席でございますが、成田委員に替わりまして、同じく千葉運輸支局より池田委員が委嘱されております。

続きまして次第の 4、会長選出ですが、千葉県福祉有償運送協議会設置条例により、会長は互選により定めるとされているところですが、ご意見のある委員さんはいらっしゃいますでしょうか。

(意見なし)

いらっしゃらなければ、福祉有償運送運営協議会は、道路運送法施行規則の規定により市町村長が主宰する協議会とされていることから、市の代表である白井委員が会長を務めることをご了解を賜りたいと存じますが皆様いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(事務局)

ありがとうございます。それでは白井委員に会長を務めていただきたいと存じます。白井委員、会長席のほうに移動をお願いします。

それでは白井会長よりご挨拶をいただき、その後、議事の進行をお願いしたいと存じます。

(白井会長)

ただいま、委員の皆様方のご同意、ご推挙によりまして会長を仰せつかりました白井でございます。皆様のご協力をいただきながら、円滑な議事進行を務めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、議事の進行を務めさせていただきます。

最初に次第の 6 の議題、更新登録申請について、事務局から概要説明をお願いします。

(事務局)

高齢福祉課湯浅でございます。よろしくお願いいたします。座らせて説明させていただきます。

資料 1 をご覧ください。本日は記載の 7 事業者の更新登録申請につきまして、協議をお願いいたします。登録期限はすべて 9 月 26 日となっております。

更新登録申請の主な内容については資料 2 に記載の通りでございます。

このあと事業者さんに申請内容等の説明をしていただいた後、疑問点等ございましたら直接質問をしていただく予定となっております。

また 7 事業者全てのヒアリングが終了したのちには、各申請に対する承認について 1 事業者ごとにお諮りしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

概要については以上でございます。

(白井会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、ただ今説明で何かご質問ございますか。

(委員一同)

ありません。

(白井会長)

事業者のヒアリングは、時間的にはどれくらいですか。

(事務局)

1 事業者さんあたり 5 分程度でお願いします。質疑応答も含めまして、10 分くらいでできればと思います。

(白井会長)

はい。それではお手元の資料 1 の順番に沿ってヒアリングを行いたいと思います。それ

では1番の申請事業者、特定非営利活動法人風さんをお願いいたします。

(特定非営利活動法人 風)

よろしくお願いたします。NPO法人風の築瀬と申します。よろしくお願いたします。

風は平成12年に設立しまして、主に知的障害者の方を中心に支援をしております。その支援の中でどうしても特別支援学校やご自宅、各いろんな施設等に送迎をしなければいけないということで、有償運送を実施することにいたしました。

昨年度の実施が、四街道市、千葉市の方を中心にやっておりますが、前年度よりも77回利用回数が減りました。といいますのは、震災の影響だとか支援をできるスタッフそのものがなかなか揃わないということで、回数ちょっと減っております。

利用時間に関しましても、1,200時間減っております、全体的には増えてはいないということです。

昨年行った研修につきましては、NASVA（自動車事故対策機構）に行きまして、全員研修を受けております。

今回増えたことに関しましては、前回の申請の時は風の所有車両の2台程度だと思っておりますが、今回増えまして、リースプラス自己調達、それが日本財団さんから寄付いただいた5台程、確かあると思います。

今回トータル的には申請した車両が1台増えたんですけれども、これは居宅介護事業のケアに移動サービスもやっております、こちらのほうなので2台ほど車を使っている都合で借りましたので、現場に行っている車の台数が増えたというわけではございません。

経費に関しましては、だいたい約200万円ほどかかっております。以上です。

(白井会長)

ただ今、説明ございましたけれども、何か委員の皆様の方で質問ございますでしょうか。

特にございませんか。1台増車ということでございますけれども。

なければ次に行きたいと思っております。どうもありがとうございました。

(特定非営利活動法人 風)

ありがとうございました。

(白井会長)

それでは次に2番の申請事業者の特定非営利活動法人ロンの家福社会さん、お願いたします。

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

ロンの家福祉会の田村と申します。着席して失礼いたします。

私どもの団体なんですけれども、船橋市に拠点の事業所を構えまして、主に知的障害や発達障害を持つ児童及び成人の方のご利用者に対して、福祉有償運送事業による送迎を含めて、障害福祉サービスや地域生活支援事業に基づく一時預かりや外出支援等を行っております。

千葉市で今登録されているご利用者が 11 名いらっしゃいますが、どなたも行動障害だったり、コミュニケーション障害を持っている方がいらっしゃって、特定の車両や運転者へのこだわりだったり、あとは同乗者や運転者に対しての接触行為や危険行為などがあります。

また、車外への急な飛び出し等される方もいらっしゃいますので、それぞれのご利用者に対して十分に配慮した運送が必要となっております。

お手元に資料があるか分らないんですが、昨年 22 年度の千葉市の運送事業の実績といたしましては、登録会員が 11 名、輸送回数が 996 回、輸送の送迎距離数が 12,331 キロ、輸送収入がおおよそ 81 万 5 千円となっております。例年と大きく変わらない数字です。

送迎の平均距離ですが、だいたい 12.3 キロ。ご利用者の支援学校ですとかご自宅にお迎えに行つて船橋の拠点を經由して外出支援などしまして、またご自宅に送るのですが、その往復の片道の送迎距離の平均距離が 12.3 キロといったところです。

今回更新登録ということですので、大きな変更はないのですが、退職者や 70 歳以上の年齢制限によって運転者の人数が 9 名から 5 名に減りました。今回の更新登録と併せてご報告させていただいております。

また道路交通法関連の改正の中で、運行管理責任者の変更、代行者の追加、整備管理の責任者も変更しております。

使用車種については変更はありません。法人所有の 4 台です。登録されている規約また運送料金についても前回からの変更はございません。

簡単に以上になりますが、よろしく願いいたします。

(白井会長)

ありがとうございました。

ただ今、説明ございましたけれども何かご質問はございますか。

(加藤委員)

まず、市の事務局のほうにお願いしたいのですが、今言葉で実績を報告されましたけど、先ほどの件もそうですけれども、1 年間実績を委員だけでも把握できるような資料を作っていないだけかもしれません。大きい数字を 1 回言われても、実績があるのかなという位しか把握できませんのでそれを一式お願いしたいということと、放置車両違反者がいま

すよね。業務中なのかということと、軽傷事故、人身事故があると思うんですけどもこれは業務中でしょうか、あるいは業務外でしょうか。

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)
業務外です。

(加藤委員)
業務中における違反だとか、軽傷事故というのはありませんか。

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)
事故級程度のものはありません。

(白井会長)
他にはございますか。
では事務局、最初加藤委員が言われたように、実績については今後明確に分かるように資料を委員さんに配付するようお願いいたします。
ありがとうございました。

次に3番の申請事業者の社会福祉法人 九曜会さんお願いいたします。

(社会福祉法人 九曜会)
社会福祉法人九曜会たかね園に所属しております、浅川と申します。よろしくお願いたします。

当法人なんですが、本部のほうが市原にありまして、主に知的障害者の方を支援しております。

ただ、主に知的障害の方ということであって、中には身体障害の方や精神障害の方も受け入れをして、支援に日々努めております。

今回更新の申請の理由なんですが、利用されている方の年齢がまだ若くて保護者の方が共働きされている方が多く、たかね園は通所なんですが、帰りにバス停までお迎えに来れない方が多くて、あと園まで迎えに来ていただくことが難しいので、施設の職員さんで自宅まで送って来てほしい要望のほうが多くあります。

また保護者のほうから、障害者の方なので中には危険な行為をしたり、窓を開けてそこから車が走っているときに飛び出してしまう方も中にはいまして、そういう状況を施設の職員の方が一番よく分っているということで、施設職員の方に送迎をしてもらいたいという要望の大きいため行っております。

変更点なんですが、車両は特に変更はありません。

運転手ですが1名、前回よりも退職された方がいらっしゃいますので減っております。

あと、利用登録をしている人数なんですが、通所のほうで入退所などがいまして若干変更があります。

すみません、実績については持ってきておりませんのでご報告はできません。申し訳ありません。以上です。

(白井会長)

実績は昨年並みくらいですか。

(社会福祉法人 九曜会)

はい、そうですね。特には変わってはおりません。

(白井会長)

いかがでしょうか、ご質問は。

(加藤委員)

スピード違反が1件ございますけれど、これは業務中ですか。

(社会福祉法人 九曜会)

業務外です。プライベートな時間になります。

(白井会長)

他にはございますか。

なければよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

次に4番の申請事業者、社会福祉法人晴山会さんお願いいたします。

(社会福祉法人 晴山会)

社会福祉法人晴山会の三須と申します。よろしく申し上げます。

始めに、私どもの法人の簡単な概略から説明させていただきます。

私ども法人の本部は花見川区にございまして、主部は高齢者の介護の施設、あと身体障害をお持ちの方の施設が合わせて3施設、全てで10施設ほど持っている法人です。

今回出させていただいている更新申請につきましては、障害をお持ちの方々の施設2施設についての申請となります。

申請概要のほうで説明させていただきたいと存じますが、その前に平成22年度の実績についてお知らせいたします。総走行距離については557.1キロ、輸送人員は99名、運送収

入については43万5千円という実績になっております。

更新申請の概要につきまして、前回との変更点についてご説明さしあげます。

事業所については2事業所ございます。ひとつは鎌取にございます鎌取晴山苑。この事業所につきましては、障害者自立支援法の関係で新法に移行しておりますので、平成23年4月1日より事業所名が障害者支援施設 鎌取晴山苑に変更になっております。

もう一つの桜が丘晴山苑は前回と同様になります。

有償運送を必要とする継続の理由につきましては、地域福祉の向上で各種サービス提供をしていますが、更により質の高いサービスを続けるため、福祉有償運送を実施したいということが1点と、移動の困難な重度の障害のある方または知的障害の方で、てんかんを持つこともある利用者さんの送迎に関して、迅速かつ適切な支援を確保する必要がありますので、また併せてご家族のご希望もありますので、継続申請として上げさせていただきました。

運送の対象につきましては、これも変更はございます。

新たに利用された方々が数名いらっしゃいますので、鎌取晴山苑のほうでは身体障害をお持ちの方が127名、桜が丘晴山苑では知的障害の方が12名、身体障害の方が19名となります。詳細は旅客の名簿、参考様式等をご覧いただければと思います。

運転者につきましては、桜が丘晴山苑で1名新たに追加になりまして4名になります。全員が講習を受けております。

今回の申請等に合わせまして、利用料金の変更の協議申請を上げさせていただいております。この利用料金の変更協議の申請についてご説明を申し上げます。

私どもの法人は、平成18年から自家用有償旅客運送車の登録を行ってまいりました。本年9月で開始から5年が経過いたします。初年度登録以来、登録料は年間費無料で走行1キロあたり20円、迎車時は330円という利用料金にて運賃を徴収してまいりました。

福祉有償運送では運送に係る実費相当分を徴収するというようになっておりますが、タクシー運賃の概ね2分の1以下ということでこの料金を設定してまいりましたが、当時の利用料金は、当初前任者の設定でかなり低い設定をさせていただいております。これまでは運送コストであるとか人件費等を合わせると実費の相当分をかなり下回っております。実質法人の持ち出し分が生じた上でのサービスを提供している状況が生じております。

また、私どもの法人のございます施設については、緑区の鎌取にあります鎌取晴山苑と若葉区加曽利町にございます桜が丘晴山苑がありますが、利用会員の状況は参考様式の第1号にございますが若葉区、緑区という立地の条件からするとこれまで利用されている利用者の方々については、例えばJRの千葉駅まで4キロ、私たちからすると都賀駅まで4キロ、協力病院である花見川の平山病院まで12キロ、鎌取からは18キロという距離がございます。

こういう距離を考えると、私どもの利用者の方々の方々の平均の利用距離は10キロ前後という風に考えておりますが、この乗車距離10キロと考えると、またはそれ以上と考えるとこれ

までの運賃ではなく、今回提示させていただいた運賃がタクシー運賃の半額に値するのではないかということで、この料金を今回の協議に上げさせていただいたところです。

料金の説明については以上で、最後はもう 1 点、鎌取晴山苑のほうで管理者が変更になっておりますので、運行管理に係る責任者の変更がございます。

私のほうの説明は以上です。よろしく申し上げます。

(白井会長)

はい。それではただいまの説明に対しまして、ご質問ございますでしょうか。

(加藤委員)

お一人の方が軽傷事故 2 件のスピード超過が 1 件ございますね。これは業務中ですか。

(社会福祉法人 晴山会)

いえ、プライベートです。

(加藤委員)

この短期間にちょっと多いですね。我々タクシー乗務員に関しても、こんなペースで交通講習の対象になりますよ。

それと今、料金の説明を 10 キロ程度ならタクシーの半分程度でいいんじゃないかという話がありましたけど、5 キロ以上については特別な問題ないと思いますけど、2 キロ 3 キロの人がいないといえば別ですけど、2 キロ 3 キロの人がもしいるようであれば、この料金は私は高すぎると思います。

2 キロでタクシー 710 円ですから、迎車を入れてタクシー料金は 260 円だから 710 円の半分以下になっているからという考え方は間違っています。迎車料金も入っていますから。5 キロ以上についてはタクシーの概ね半分でいいでしょうけど、それ以下の問題についてはタクシーの半分以上の料金になっていますから、これは検討なさったほうがいいでしょう。

(社会福祉法人 晴山会)

2 キロという距離を想定するというケースは、非常に少ないと思うのですが。

(加藤委員)

であれば、その分は迎車料金は 3 キロ以内については、迎車料金は取らないで、260 円 390 円で行きますと。それで、5 キロ以上については迎車料金もいただきます、というなら話は分かると思いますけど、これは料金としてそう設定してある訳ですから、1 名でも 2 名でも発生したらそれは問題があると思いますね。

(社会福祉法人 晴山会)

わかりました。はい。

(田川委員)

現実じゃ少ないというか、何件もほとんどないでしょ。そういう 2 キロ 3 キロというのは。

(加藤委員)

なければ、反対に迎車料金 350 円を切っちゃえば、別に問題ないんです。それが料金としてなっているから問題があるということです。

(田川委員)

そうですね。そういうのは我々でも、実際問題ないと思われるので。

(加藤委員)

お客さんが少なければ、反対に 350 円を入れて表示しないでおく。2 キロ 3 キロなのに迎車を 350 円とりますと、タクシーの料金の概ね半分以上、タクシーと同じくらいの料金になりますから。

(白井会長)

タクシー料金は 710 円ですから、それに対して 260 円の 2 倍プラス 350 円は 870 円で 1/2 を大きく上回ってしまうということですね。

(加藤委員)

そうですね。だからお客さんがいないのであれば、反対に迎車料金 350 円をカットすれば、料金としてはなんら問題ないと思います。

(木戸委員)

5 キロでもちょっと料金体系が高いのかなと思うんですけど。タクシー料金 1,840 円に対して半額で 1000 円とほぼ同じ位なので。

私が普段使っている他の事業所の福祉有償さんでも、5 キロだとこの半分なんです。

だから 10 キロ 20 キロという距離を追うと、この料金でもいいのかもしれないんですけど、逆に 5 キロまででいうと、送迎料金なくてもいいから、5 キロで 1,000 円はちょっと高いかなという気がするんですけども。

(社会福祉法人 晴山会)

5キロ未満の迎車料金は頂かないという形でも、記載でも、設定でもよろしいですね。

(加藤委員)

お客さんがいないのであれば、敢えてこういう料金設定しないほうが。

(白井会長)

今いなくてもその将来的というか、そういう方が出てくることはありませんか。

(社会福祉法人 晴山苑)

いらっしゃらないと思います。

(加藤委員)

それがいなくても、今後発生する可能性があるじゃないですか。今それを認めちゃうと、今度の更新のときにもこれが通っちゃうじゃない。

(社会福祉法人 晴山苑)

将来的に今、私どもの施設ではかなり遠距離が多くて。この料金だったら、特に問題ないんですけども、今後やはり遠くになると車の傷みだとか、あとガソリン代とか。ガソリン代は、今、年間で大体 200 万円。人件費を入れないでガソリン代だけで年間 200 万円超えるので、近い距離だからといってその部分だけを見ちゃうと高いかもしれないんですけども、車両自体を施設で運営する観点からみると、ちょっとこの位が…。

(加藤委員)

それちょっと話が違うんじゃないでしょうかね。

そういう、近いからいい、車が傷む、燃費がかかるからっていうことでのこの料金設定ではないと私は思うんですけど。

(社会福祉法人 晴山会)

トータルで施設の運営で経費を見てはいけないんですかね。

(加藤委員)

私は問題あると思いますけれどね。

福祉施設運営できないから、そういう送迎付いて料金上げて適正な料金を取るんですよっていうことは、ちょっとその主旨が違う。

(木戸委員)

はい。そもそも営利を目的としないはずで、施設の云々、運営云々というのはちょっとおかしい。

(社会福祉法人 晴山会)

利益を出そうと思ってはいないんですけど、実費相当っていう意味合いで今言ったんですけども。

(白井会長)

現実に 5 キロ未満がないということであれば、逆に 5 キロ以上からという迎車料金に設定するという方法もとれるんじゃないかなろうかということと、今後そういう身近な方が発生した場合に、やはりタクシー料金の 1/2 を概ねといっているけれども、2 キロ未満だと本当に大幅に上回ってしまうケースが生じたりするので、そのところがいかなものだろうかという意見です。

(社会福祉法人 晴山会)

確かに 5 キロ未満、都賀駅まで私ども桜が丘晴山苑から 4.4 キロですから、そういうふうにかかってしまうということになりますので、5 キロ未満は迎車料金いただかないという料金設定でみさせていただければ、よろしいでしょうか。

(白井会長)

ということが可能なものかということですよ。最終的にはこのあと決を採った上で、ものによっては委員さん方から条件が付くということがあるということでございますけれど、現実は今そういうお話がでている中で、法人としては、そういうものに対しては対応が可能なものなのかということを確認したのですが。

金額的にはおかしいんじゃないかっていうのは、ほとんどの委員さんがそう思っていると思いますけれども。特に 2 キロ未満についてですね。

(田川委員)

要するに、条件付きで我々が認可するという形になったときに、その条件を飲めますかという話です。付けられた条件に対して、そちらでそれに従わない場合には、認可をしないという結論をこっちは出す可能性がありますよという話です。

(社会福祉法人 晴山会)

5 キロ未満ということですね。分かりました。

(白井会長)

他にご意見、ご質問ございますか。

なければ終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして 5 番の申請事業者さんで社会福祉法人千葉アフターケア協会さん、お願いいたします。

(社会福祉法人 千葉アフターケア協会)

よろしく申し上げます。千葉アフターケア協会の土屋と申します。

私どもの施設は、平成 15 年 7 月に身体障害者用施設ベースプランとして開所をいたしました。

福祉有償運送は、平成 17 年 10 月に新規登録をいたしまして、今回は 2 回目の更新となります。

実施状況ですけれども、通常私どもは、リフト付きのハイエース 3 台で運行をやっております。毎日利用される通所の方の送迎を行っておりまして、片道 10 キロを超えるような方もいらっしゃいます。

平成 22 年度の実施状況ですけれども、利用者の方の延べ人数が約 4,200 名になります。これは、1 月平均でだいたい 360 名。総走行距離は 35,700 キロ、1 月平均でだいたい 2,600 キロということを出させてもらっています。実施状況、実績はそういう感じですが、現在千葉市から送迎サービスに関する補助金を頂いている関係で、実績は 0 で書類を提出させていただいております。

今回の申請概要ですが、変更点のみお伝えいたします。

まず、代表者が、法人の代表であります会長が替わりました。

それから、運送主体として運送の対象が、私どもの施設は身体障害者の養護施設なんです、身体障害者の利用の方が増えましたので、対象の人数を 25 名としました。

それから、運送の形態の移送目的というところで、短期入所の方の送迎も投影させていただきました。自宅と施設の間のそのレートによる形態をとっております。

運転者についてですが、前回 20 年に申請したときは 5 名の運転手でしたが、今回 4 名の方を登録しております。

運転者の資格については、介護福祉士を取得したり、有償運送の講習を済ませた方だとかというところで、講習の変更があります。必要な講習については、全員が受講しております。

最後に利用料金なんです、利用料金については、旧体系と新体系で書かせていただきました。最初旧体系は、平成 20 年に更新申請するときにキロ当たり 80 円と介助料 50 円で設定したのですが、補助金を受けたために実際徴収した例はないのですが、今回更新登録を行うにあたって再度料金を検討したところ、毎日利用する通所の方は、かなり遠距離な

方が多くて、実際今まで利用料金がかからなかった方が、いきなり 1 か月に 1 万円以上の負担が発生してしまうというところがありまして、利用者の負担を最大限に考えて新体系の料金、かなり額としては旧体系に比べると低いのですが、この位の額が利用者の方については同意を得られるのでは、というところでこのような額になっております。

変更点を含めた説明については以上です。

(白井会長)

ありがとうございます。

委員の皆様方、何かご質問はございますか。

(田川委員)

10 キロ 200 円ですよ。想定される 1 か月のまたは 1 年間の収入は如何ほどになるんですか。かなり低いですよ。ここまで低いのであれば、全体の年間の収入もそんなに見込んでいなければ、無償という考え方もあるのではないかなという気がするんです。

そうしたら、運営協議会に関わることもなく自由にできるという感じがします。

(社会福祉法人 千葉アフターケア協会)

今すぐに如何ほどかは出せないですけれども、10 キロの方も通所の利用の方は、月曜から金曜まで毎日利用しているのですけれども、そういう方々とむしろ遠距離で 10 キロは行く方のことです。

(田川委員)

むしろ、現実にできるということになったら、無償という考え方はないですか。

(社会福祉法人 千葉アフターケア協会)

無償という考え方も施設内で検討したのですけれども、やはり、ガソリン代とかそういうものの経費は考えて、保護者の方もこの額なら認可していただけるかというところで、一応考えてやっております。

(田川委員)

かなり安いですよ。あまりに安いので、ここまで安いのであったら、いっそのこと無償として、運営協議会に面倒くさいから関わることもなく、自由にやれるということもあるのかなと思って今聞いてみたんです。特にいいです、大丈夫です。

(白井会長)

他にはございませんか。なければ次に移りたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは続きまして 6 番の社会福祉法人宝寿会さんです。よろしくお願いいたします。

(社会福祉法人 宝寿会)

社会福祉法人宝寿会の五木田です。よろしくお願いいたします。

更新申請ということで、社会福祉法人宝寿会ですけども、身体障害者の方の支援を目的とした施設であります。今回、変更点がいくつか出ておりますので、その点をご報告させていただきます。

まず、法人の代表、理事長ですが今回変更となっております、伊藤理事長ということで変更になります。

また、変更という点では、車両台数の申請が 1 台増車となりまして、7 台ということで申請を上げさせていただいております。これにつきましては、実際 1 台の増車という形になるのですが、中身を見ますと、新しい車両を 2 台入れまして、だいぶ古い車両、走行距離また使用年数の長い車両を廃車ということで、改めて申請をさせていただいております。今回の機会を利用して申請をしております。

それに伴いまして、体制も変更しております。

代表者が替わりましたので、それに伴う運行管理責任者等も若干の変更を受けております。資料のとおりとなりますのでご確認をお願いいたします。

具体的に、ご利用されている利用者状況につきましては、今回登録しております 51 名の方になりますが、まず 36 名の方が入所者の方になります。前回と違う点につきましては、利用者状況、入れ替え等もありますので、名前等、入会年月日が変更になっております。

また、ショートステイですが、前回の申請の際には多くの方を申請させていただいていましたが、今回見直しを行いました。実際実利用のある方、もしくは、今後利用の可能性が見込まれる方を申請登録ということで、数が 15 名の方という形でかなり減っております。トータルしまして 51 名の方、申請をさせていただいております。

変更点についてのみですが、以上になります。

(白井会長)

それでは、委員の皆様いかがでしょうか。ご質問ございますか。

(加藤委員)

運行管理について質問です。今日輸送するお客様は、施設に来て今日は誰と誰を迎えに行ってくださいと言うのか、あるいは、自宅からお迎えに行つて施設にお送りするのか、その流れはどうなっていますか。

(社会福祉法人 宝寿会)

今、福祉有償をご利用されている対象の方が入所、ショートステイということですので、入所の方ですと予定が確実に分かっておりますので、事前に確認をします。ショートステイの方も予約を取って利用されておりますので、予約を受け付けた際に希望がありますので、その際に確実に職員に伝達して、その日というわけではありません。

(加藤委員)

私が具体的に聞きたいのは、今日の予約のお客さんをお迎えに行きますよね。一回施設に来て、運行管理の指示に従って、お迎えに行つて施設へお送りするのか、あるいは、電話で運行管理の質問をして、お迎えに行つて施設にお送りするのか。その流れはどうなっているのかということです。

(社会福祉法人 宝寿会)

施設からです。

(加藤委員)

送迎の乗務員の皆さんは、一回施設に出勤してからということですね。分かりました。

(白井会長)

他にはございませんか。

では、ありがとうございました。

それでは最後になりますが、7番の申請事業者、特定非営利活動法人すこやかネットみどりさん、お願いいたします。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

NPO 法人すこやかネットみどりの中村と申します。よろしくお願ひいたします。

私ども、すこやかネットみどりは、平成 14 年の 8 月に千葉県知事の認証を受けまして、医療・福祉を中心とした街づくりを目指しております。

運送事業を開始したのは、平成 18 年の 6 月でございます。

開始の理由ですが、土気地区を中心に活動しておりますが、高齢化が進んで要介護、要支援、障害者等の移動制約者が増えてきたということで、この事業に取り組みました。

今現在、大木戸町に拠点を構えております。

運送する方ですが、土気を発着ということで限定しており、千葉市内までを運送しております。主に病院、買い物、いろいろな施設に送迎をしております。

事業の内容ですが、福祉車両 1 台、セダン 1 台の 2 両で運営しており、運転登録者は 3

名です。

利用種別については、要介護、要支援、障害者などの歩行困難者を会員登録していただくことにより、運営しております。なお、7月末現在で、116名の会員の登録をしております。

利用運賃につきましては、距離、時間併用を採用しており、タクシー料金の概ね1/2以下を徴収しております。

事業の実績ですが、平成22年度の活動回数2,641回、延べ移送人員3,237名、移動距離25,359キロでございます。

これによる依頼につきましては、2,007,200円となっております。

前回との申請の相違点ですが、1番目が住所の変更でございます。前回のあすみが丘3丁目から大木戸町に移動しました。今年の2月20日に移動しております。これは経費圧縮のためでございます。

2番目が会員数の増加でございます。前回申請44名に対して、今回116名に増えております。

3番目が運賃の改定でございます。これにつきましては、現在の事業が継続が難しくなった関係上、会員の皆様にも一部負担をしていただきたいということで、年会費を新設しております。および、遠距離、具体的に言いますと仁戸名遠方につきましては、金額が極端に安い関係上、ここより遠方の部分の値上げを企画しまして今回申請に至っております。

以上です。

(白井会長)

はい、ご質問はございますか。

(加藤委員)

料金がかかなり高いのではないかとということと、今のお話の中で、経営が大変厳しいから料金を値上げするという趣旨の発言がありましたが、私はそれは問題があると思います。

それと、会費を取られるということと、走行距離ではなくて7分半で600円、これはタクシー料金の半分に該当する料金ではないと、私は思います。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

基本的に距離を優先しておりまして、土気地区はどこでも500円です。

(加藤委員)

割増600円とは何ですか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

割増 600 円は前から同じでございまして、土日、早朝夜間の場合にいただきます。

(加藤委員)

土気周辺だと 500 円で、1,000 円だとどれくらいですか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

誉田地区まで、誉田、大網が 1,000 円です。

(加藤委員)

これは、タクシーで言う定額運賃なので、場所によって料金を設定というのはタクシーの料金からはかけ離れているような気がします。我々は定額運賃の場合は、改めてタクシー運賃の他に別途、料金申請をしないと認可を貰えない状況です。場所によって、500 円、1,000 円という区分けのやり方は、タクシーの概ね半分には該当しないと思います。

(大前委員)

乗務員の立場からは、これはないですね。

それと、割増料金に関しても分からなくもないですが、休日と早朝夜間、我々は夜 10 時から朝 6 時までの割増はありますが、それ以外の割増はありません。これはそれ以内の時間帯の設定ですよ。我々は、休日だろうが、祭日だろうが、正月だろうが、盆だろうが割増料金はないです。ドライバーの立場からですが、従事者の方が働いていて労働回復の時間が発生するという考え方は分かりますが、これは料金設定とは別でしょうという話です。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

それは、前回 20 年度にお願いした時とは変わっていないですが。

(大前委員)

それも含めた上で、料金が上がったうえに割増が 2 割付いているということで、余計割高感を感じてしまいます。例えば、成田空港から都内までの区内の特別定額運賃がありますが、こういう近距離において認可されたというのは、我々も知らないです。羽田で首都高を使う場合には、認可されます。高速を使った場合のみです。下道を使った場合の認可はまだ行われていないと思います。

(加藤委員)

私は成田空港のタクシー全体の運営委員会の委員長をやっております、成田空港で、

千葉の業者が東京千代田区までいくら、どこまでいくらという料金というのは、葛藤の末やっと出来上がった運賃で、通常では認められない運賃です。千葉ではそういう業者は、成田空港以外は認めていません。ですから、こういう形で近距離でどこまでがいくらという形は、認められないと思いますので、走行距離で設定しないといけないと思います。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

走行距離ですと、どうしてもメーターを取り付けなくてはいけないので。

(加藤委員)

メーターは、親メーターを使えば分かります。

(田川委員)

概ねタクシー料金の1/2ですから、料金設定のやり方がタクシーとイコールでないといけないということもないと思います。

現行の料金設定は認められています。それが多少アップしたという部分でどうなのかということだと思います。

(加藤委員)

1回近い距離を認めてしまうと、前回認めたじゃないかという話になるので、改めて議論をしているわけです。

(田川委員)

運送地域が大体何キロなのかというのは、当然出てくるとは思うのですが、それで概ね1/2になるのかどうかを検証すればいいのではないのでしょうか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

一番遠い所でいきいきプラザまでですが、片道7.8キロになります。

(大前委員)

福祉有償運送ではなくて、事業認可という考えは持っておられないですか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

いえ、そこまでの体力はないです。あくまでも高齢者を対象としてまして、会員制で他の方は乗せないとしておりますので。

(木戸委員)

料金体系が地域となっていて、距離ではないので分かりにくいのと、タクシー料金の絶対半分でないといけないというわけではないですけど、概ね半分というところちょっと高いなと思うのと、登録料を取って登録会費を取るというのは、やっぱりこれは、高いと思います。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

がんセンターとか社会保険病院が多いですが、片道で大体 15 キロです。今は 1,500 円をいただいておりますが、タクシーでしたらおそらく 4,000 円超えると思います。

(田川委員)

距離が出てくれば、安いとかはわかるのですが。

ただ、前回のときはどうなっていたのかなと思います。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

時間を短くしたのは、遠距離と時間の整合性が取れなくなるので変更しただけで、誉田までについては、値上げのお願いはしていませんし、鎌取まで同じ料金で、それより遠方について 500 円値上げさせていただきたいというのが今回の趣旨です。

(加藤委員)

前回認めたのは、補助規定とありますが、時間制の料金があるから補助規程を認めたという気がしますが。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

優先は地域で、時間は補助という考えでやっていますので。

(福岡委員)

渋滞したらどうですか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

渋滞しても変わりません。距離が優先ですから。

(福岡委員)

でしたら、距離がきちんと出ていないと判定しづらいのではないですか。

(木戸委員)

距離で表していただかないと分かりにくいのと、これだとやっぱり渋滞によって変わってきちゃうのかと思います。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

例えば、土気からここまで来るのに 45 分かかりますが、往復 46 キロ、片道 23 キロ。それが今までチケット 4 枚 2,000 円で受けてたのですが。

(加藤委員)

チケット 4 枚って何ですか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

500 円のチケットでいただくということで、チケットを初めに購入してもらう形を取っています。

(加藤委員)

会員の皆さんに最初にチケットを販売するのですか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

はい、そうです。

(加藤委員)

先にお金をいただいているわけですね。今の話を聞くと、それは問題では。

(福岡委員)

使わなかったらどうするのですか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

期限はないので。

(加藤委員)

使わなくなったら。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

お返しします。

(福岡委員)

通常、利用した方から頂くのが基本です。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

変な話ですが、目的地まで送って、降りていただいたら次の方を迎えに行かなくてはいけないので、領収書を1回1回切るといのが大変なので。

(田川委員)

1回1回切っている事業者は、ほとんどないと思います。

(福岡委員)

その時には払わなくても、後で請求という形で実費を払うということもあります。

(木戸委員)

私はその都度払っています。予約をするときに、自宅からどこどこまでと言えば料金が分かるので、迎えに来る時に請求書を用意しています。

(田川委員)

多くの事業者の場合は、私ども NPO ひだまりもそうですけど、福祉有償運送だけではなくて他にも事業があります。そういったものを1ヶ月間、この利用者さんにはこれでいくら、福祉有償運送でいくらとご請求しています。その都度その都度やり取りをしているところは少ないと思います。

(加藤委員)

会員さんが例えば、500人いたら、1人でどれくらい買ってもらいますか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

その都度の場合10枚もありますし、10枚単位の時もあります。

(加藤委員)

10枚分5,000円が入ってきたら、その分は運営資金で使いますよね。お金が先に入りますから。運送する前ですから。

(白井会長)

運送に係る実費相当額という意味でも、少し疑問が残るということですね。

(大前委員)

運送料金の時間併用の部分というのは、何をもって取るのですか。地域で固定ですよ。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

運送地域に載っていない地域についてです。例えば稲毛とかの場合に発生するという事です。基本的には、目的地が決まれば利用料金は決まります。

(木戸委員)

例えば、利用する人が予め行き先を言う場合、その時に場所が決まっていれば料金が出て、距離が出て料金が分かりますよね。その時に請求書を送ったとかはないですか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

利用者の方が面倒くさいからというので、まとめて買われるケースもありますので。

例えば、1週間に2回3回来ますと、往復だと4枚6枚必要になりますから、10枚位あっても1週間から2週間で全部消化してしまうので。

(木戸委員)

先にお金をもらったときを考えると、ちょっと分からないですけど、実際は実施に対して料金がかかっているものだと思いますが。

(福岡委員)

登録会費も月200円ですね。利用しなくても払っていくわけですね。その辺が少し。

(木戸委員)

もしかしたら利用しないかもしれないのに、登録料1,000円払って、月額200円払って。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

今私どもで考えているのが、これを承認していただいて、皆さんに10月以降こうなりますよとご案内した時に、やめるという方と、ちょっと休眠するという方と、継続で会員を続けるという方と3つに分かれるのは想定しています。

(加藤委員)

私も土気周辺に住んでいまして、女房が歯医者へ行った時に、こういうタクシーに代わる輸送手段があるみたいよって、何回かもらってきたことがあるのですが、これを病院なんかでそういう宣伝をしているのですか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

基本的に、団体を立ち上げたのがお医者さんで、私どもの会員がお医者さんとか福祉の理事長とか、そういう方の病院とかにこういう料金体系で輸送しますということで（広告を）置いてもらっています。

(加藤委員)

それはちょっとおかしいですね。

(大前委員)

利用者は限定されなくてははいけません。登録者以外は乗せてはいけないのだから。

(白井会長)

病院で募集していることが、会員登録を促進させているということですよ、結果としては。

(木戸委員)

結局、利用しなくても、実際は会員登録料と月額会費は入ってくるということですよ。

(加藤委員)

これは簡単に認めるわけにいかない。

(白井会長)

福祉有償運送のあり方そのものとしてちょっと問題がある。

(加藤委員)

今のお話を支局でもらって、有償運送の料金制度でそれは他市と違っていいんですよっていう見解があれば、あまり問題にする必要はないと思うんですけど。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

パンフレットを置くっていう行為が違反になるんですか。

(加藤委員)

私はまずいんじゃないかと思うけど、支局は、運輸局は認めるわけですよ。それはそれでよいとしても、そういう料金設定でも我々タクシーでは定額運賃なるものは難しいかなと思うけど、向こう（運輸支局）では、福祉有償運送についてはこういうことも認めますよということであればね、私どもが何か言う問題でないと思います。

(白井会長)

ここに資料4が付けてありますけれども、この裏方の一番最後に運送の対価とありまして、「千葉市内のタクシー料金は概ね2分の1以下とする」の次に「必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行わないこと」。基本的なルールの部分であると思いますよ。

(加藤委員)

これは一番最初に、時間をかけて時間をかけて作り上げたものですからね。一番最初からこの感じですので。

(白井会長)

そういうところの問題もどうかっていうこともございますし、先ほどの価格の設置についてもタクシー料金と純粹に比較ができない状況というのと、定額で適切な料金設定があるわけございまして、そこをちょっと今日は陸運の専門家がないので即答が出せないという。

(加藤委員)

次の質問として、この料金では会が成り立たないから料金を上げるという、その考えもちょっと主旨に沿っていないんじゃないかって思うんですよね。

(田川委員)

すこやかネットみどりさんは、この福祉有償運送が主目ですね。他のところ障害福祉サービスをやってりしてて、その人たちのためにやってるケースもあります。こちらは。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

前の段階では、あすみが丘東っていう地域が開発が進んでまして、そちらの仕事をもらって、そちらで得た利益を補填してましたので何とかやり繰りできていたんですけども、だんだん開発地が終熟して、またこちらの有償運送の会員の希望者が増えてきちゃいまして、こちらがほぼメインの業務になってしまいましたので、何とかこちらのほうで収支を合わせたいという気持ちもあります。

それと同時に100名を超えた方が会員登録されているので、去年11月に存続か打ち切りかで、うちの理事の中で協議したんですけども、これだけ会員さんがいて必要ということでは存続を前提に考えなくちゃいかんだろうということで、家賃払ってた事務所を引き払って、今私どもの理事長の病院の2階を借りて家賃を0にして電気代等を0にしてもらって経費を圧縮したんですけども、それでもちょっとやっていけないのでお願いしたいというのが正直な話です。

(白井会長)

他にはご質問はございますか。

ないようですので、これで終了になります。

それでは、次に申請についての協議に移りますが、ここからは非公開となりますので事業者の皆様はご退出をお願いいたします。

【ここから非公開】

(白井会長)

ここからは委員さん同士でざっくばらんに。7つの更新申請がありますけれど、特にやってくる中で2つの事業所この部分で意見をこうむりたいと。

他のところはいかがでしょうか、特に増車とか。

(大前委員)

前にもお話したと思うんですが、10年以上経っている古い車を使わせてるところがいくつかあるんですが、違反ではないんですが、なるべくならばそういう車は代替えをするような指導していただきたいなというふうに思いますので、それはお願いしておきたい。10年以上経っているとどうしてもあちこち悪くなってきましたし、事故率アップの原因、要因になりますので、その辺しっかり検討いただきたい。全体的な事ですけども。年式出ますね。平成9年とか12年とか結構ありますので、平成9年初年度とか1車両、さっきちらっと見てたら何台かありますよね。その10年以上経っている車はちょっとご検討いただけますか。

(加藤委員)

よその所でもこういう会議がありまして、今のお話の中で、支局の見解は10年以上だから車が整備がされてればいいという判断になるかと思しますので、支局のほうに問合せしてから会員に伝えてもらいたい。前回、あるところでは支局のほうでは整備ができていれば10年以上でも代替えを申請しなさいという指導はしないという風に言っていましたので。

(田川委員)

距離数なんかは確かに年数少ないほうが多いとなるとヒアリングに影響が。

(白井会長)

劣化の部分では分からないですね。使っているか使っていないか。

私も先ほど聞いた迎車のことですね、これ現実に市のタクシー業者さんの迎車料金っていうのは。

(加藤委員)

我々は別途料金をいただいているんじゃないで、迎車 2 キロまでだから 2 キロで即 710 円になるっていうことであって、別途迎車料金を料金以外でもらっているっていうことではない。

(大前委員)

要は、お客様のほうから無線センターのほうへ連絡が入ります。そこから向かいなさいというふうに、我々ドライバーのほうに無線が入ってきます。

その段階で一応迎車を入れます。入れて 2 キロ以上を走ってもその料金、上がらないんですが、2 キロ未満 1 キロであっても 1 キロ走ったことになる。要するに呼ばれた段階からスタートしますが、呼ばれてお客様のところまで行く間の 2 キロは迎車料金の範疇ですが、それが 1 キロになるか 2 キロになるか 3 キロになろうか、2 キロであろうが 3 キロであろうが上限は 2 キロであとはメーターがスリップしていく。

(加藤委員)

近い遠いで固定で 350 円料金のことではない。近い所は料金に込み合っているっていう考え方。

(白井会長)

1 キロまではこうで、残りっていうか車に人間が乗ってから走った距離が 1 キロあればそれは。

(加藤委員)

お客さんところまで 1 キロありましたと、お客さんが乗りましたと、もう 1 キロ走って初めて 710 円ということで。297 メーターなった時に 90 円。

(白井会長)

既に 2 キロに到達している人は、そこから加算するとなっていると。

(加藤委員)

だから 710 円プラス迎車料金もプラスされるんであって、この中にもう入っている。

だからこれも 5 キロ未満については、料金の 300、650 円、390 円、250 円に入っているの料金なら私は別に問題ないと。

(大前委員)

資料の中で 288 メーターって出てますが、我々 297 メーターですから。約 27 の 90 円で
すから。

(加藤委員)

よっぽど、私はこの施設の方については、5 キロ未満については、迎車料金を削除する料
金をお願いしたいというふうに、私は思いますね。

(白井会長)

現在、迎車料金逆に取ってますので、5 キロ以上から 20 円をあげるという方向でもよろ
しいでしょうかね。

(加藤委員)

今までは料金が 2 キロまで 40 円ですか。

(福岡委員)

5 キロでも 430 円。

(大前委員)

20 円だから 350 円にしかならないから。

(加藤委員)

40 円からいきなり 260 円になってしまうということですよ。

迎車料金、何でもかんでも 350 円入れたらいいんだったら、2 キロで今までの通り
40 円、50 円にするとか。

(田川委員)

おそらく 2 キロなんていうのは実質ないと思うんですよ。だから、今できるような改
正案を作ってあげたらいいんじゃないんですかね。

(加藤委員)

そうしないとこれでいいですよとなったら、次の時にも前回承認されてますからとなっ
て、もう次、検知できないですよ。

(大前委員)

それでもって、複雑になるってところもないでしょうから。

(加藤委員)

もし 350 円いただきたいというのであれば、運賃のほうを安くする。

(白井会長)

330 円の 20 円というのを 5 キロまで適用すると。

(加藤委員)

今までが 2 キロで迎車料金が 370 円だったのが、610 円になってくるわけですから。

(大前委員)

5 キロ未満の部分も、概ねタクシー料金の半額とカウントされるような料金設定に改定してくださいということですね。

(加藤委員)

それを付けたいですね。迎車料金のほうは晴山会さんにお任せして。

(白井会長)

もう一方の最後のすこやかネット。

(福岡委員)

前回、これが承認された経緯というのは分かりますか。

(事務局)

ちょっと今すぐには分からないですけど。

(福岡委員)

何の問題もなく承認されたわけですね。

(事務局)

そうですね。

(福岡委員)

分かりにくいですね。

(白井会長)

比較にならないんですよ。

(木戸委員)

距離で表していただかないと、場所を書いてあっても。

(加藤委員)

最初からこの会、多分ね、何回も引っかかったと思いますよ。料金の問題については、私、当時はメンバー他にいまして、タクシー会社は私だけだけど、もう一人タクシー会社の方がいて、二人で問題出した記憶があります。支局のほうは、あまりこういうことについては、民営のことで概ねということで、大きな違反でこういうものについてはこれなんですよというのは言うんですけど、あんまりこのことについては、支局のほうはあまり発言しないですよ。

(大前委員)

これ例えば、施設から土気駅まで多分 710 円なんです。タクシーで行って迎車かかんなければ、で 500 円取られてる。通常のタクシー料金で 710 円で行くのを 500 円ですからね。

(白井会長)

一番短いケースで言えばですね。結構 1000 円以上かかることであるでしょうけれども。

(田川委員)

他の距離も長いということも考えれば多少はね、いいと思うんですけど、今はなんとなく距離がないから判断しようがない。

(木戸委員)

この登録料、会費も今までずっと承認されてきた。

(福岡委員)

会費はないんです、今。登録料だけが 1000 円

(田川委員)

登録料 1000 円あるんですね。

(福岡委員)

この待機料金ていうの、例えばあるでしょ。途中でお客さんがちょっと買い物するから待っててとかいうそういう時間ですよ。こういうのって福祉運送のこういうのに入ってくるもんなんですか。

(白井会長)

これはどういう考えなんですか、会員登録料とか待機料金とか。

(事務局)

待機料金を設定することについては、特に元々他の事業所でも待機料金を設定しているところがあります。金額は待機料金が10分ごとに100円という事業者さんが1つだけあります。

(福岡委員)

登録料っていうのをとっているところは。

(事務局)

ないですね。今のところは。

(木戸委員)

やっぱりパンフレットを見て、会員を煽っているように思えるんですけど。それで結局利用しなくても登録料と会費が発生するので。

(白井会長)

それとチケットの問題ですね。

(木戸委員)

やっぱり後で払うことはあっても、初めから払う、チケットで貰うっていうのはおかしいんじゃないかと思うんですけども。実施に対してあくまでも料金が発生するのであって、その場で払わなくても後で請求するのはいいんですけど、予めチケットを利用しなくても予めチケットを買ってもらっておくっていうのは。

(加藤委員)

それと、なくなった場合は請求しなければ、それは返しますっていう。実際になくなったら、じゃあそのチケットは期限がありませんから、これ他の方でも使えますよっていう、金を貸してもらえることもあり得ますよね。

(大前委員)

チケット制が一番困るのは、チケット持っているからイコール会員ではないっていうことだってあり得るわけですよ。チケット持っててチケットで車に会員じゃない方が乗る可能性ってのも、チケット制の場合って指定できればいい、会員のところだと運行管理が把

握していればまだいいんですけども、それによる白タク行為みたいな形になられちゃうとちょっと。

(木戸委員)

どうしてもチケットを使うんだったら、予め会員の名前を明記しておくとか、

(大前委員)

会員証をつけて、

(木戸委員)

会員証ともう誰だか分かるようにして、会員の方が絶対それ使ってますって分かるようにしないと、誰でも使えるような形になってしまうと思います。

(福岡委員)

前もってお金を貰っとくという、ちょっとなんか。

(白井会長)

収入としてお金がすぐ入ってくるっていうことだと思うんですけど。

(加藤委員)

要するに見てお分かりの通り、福祉車両で今の料金が成り立たないからっていうのは、この最後のこの車両の車のこのでかい車で成り立たないからっていう、こういう。

(大前委員)

これどっちでも同じ料金取っているんですか。軽車両と WILL と 2 車両ありますよね。これ料金同じなんですか。

(事務局)

料金同じです。

(加藤委員)

購入資金の高い車を買って、で経営が成り立たないから料金を上げるっていうのはちょっとなんか主旨とは違うような気がするんだよなあ。

(木戸委員)

やっぱり経営が成り立たないから料金を上げるっていう考え方がちょっと。元々、これ

やはり営利を目的としないってことなので。

(加藤委員)

私が議長にお願いしたいのは、この問題が多々ありますので従来のタクシーを認めていただいて、市のほうでも業者のほうでも支局行って色々研究していただいて次回に再申請をしていただければありがたいというふうに私は思うんですけども。

(白井会長)

次回は2月にあるんですけど。

(事務局)

後ほどお知らせする予定でしたけれども、2月下旬から3月上旬にですね、また次回の福祉有償運送運営協議会を開催予定でございますので、もし協議がこの場でまとまらないようでしたら、また次回の再申請ということを条件にして承認にすると。ただこの料金については現行のままで更新手続きをしていただいて、次回また協議のテーブルに乗っけていただくことを条件に承認するという選択肢もあろうかと思えます。

(田川委員)

利用会員が100名ということですからね。皆さんも使いたいところもあるだろうし、それで納得できるような料金設定ならば。

(大前委員)

44名から116名に増えたっていうのが。

(加藤委員)

それでお医者さんで募集しているというのは何か主旨が違うような気が。

(白井会長)

そこは確かに仰る通りだと思います。

(木戸委員)

これ料金表示を見直すっていうか、距離で表していただきたい。

(大前委員)

これに対する監査っていうのは問題ないんですか。

(田川委員)

そこまで手が回らないんでしょうね。

(加藤委員)

まあ、できるだけこういう協議会で認めてるんだから、支局としてはできるだけ自分たちが入らないでやっていただくっていう、そういう方針じゃない。

(大前委員)

監査入っちゃうと、例えば運行管理の点呼をきちんと取れてないだとか、いろんな諸問題が出てくる可能性はあるのかなって気がしないでもないし、先ほど加藤委員のほうから1社だけ出庫はどこからやってますかという質問をされましたが、これ全部聞いていくと、多分自宅から直接その場行っていますみたいな形のところもあるんじゃないかなって気がするし、帰りも機能点検しないでそのまま帰っちゃっているのが。だからこのまま帰ります、帰宅しますみたいな。

(加藤委員)

あと課長よろしいですか。市の方も。ちょっと私さっき言った別の所でこういうことやってましてね。実はタクシー会社っていうのは出庫と帰庫でアウトオブチェックをしないと乗せちゃいけないし、また会社に帰庫するときにアウトオブチェックして、引っかかった場合は、社内処分とかいろんな問題があるんですよ。

今回、福祉有償の会員について、それが必要かということであるところの質問しましたら、支局のほうでは福祉有償運送については、アルコールチェックを義務付けはされてませんと。ただ、運行管理上で対面の点呼でお酒の臭いした場合等の注意はしなさいよ、ということがありましたので、ちょっと頭に入れていただければ。

(事務局)

千葉市ではですね、各事業者さんに運行管理マニュアルっていうのを作っていただいて、そのマニュアルの中に、ドライバーが運転する前にはアルコールチェックもそうですし、体調管理が大丈夫なのかっていうことをきちんと確認するようにということが。

(加藤委員)

それは対面でしょ。我々はアルコールチェック機で呼気を全部測定するんですよ。それは、そこまではしなくもいって支局の見解が出てますから。

(白井会長)

色々な意見がございましたけども、時間も押してきましたので、それでは申請について

ですね、承認かどうかということで 1 事業者ずつお諮りをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは 1 番の事業者であります、特定非営利法人風について承認の方は挙手をお願いいたします。

(委員全員挙手)

はい、全員挙手ですね。

次に 2 番の申請事業者、特定非営利活動法人ロンの家福社会について、承認の方は挙手をお願いいたします。

(委員全員挙手)

はい、全員挙手です。

続きまして 3 番の社会福祉法人九曜会について承認の方は挙手をお願いいたします。

(委員全員挙手)

はい、全員挙手です。

続きまして 4 番でございますが、ここについて事業者の申請通り、社会福祉法人晴山会でございますが、申請通りの事業者の申請についての承認の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

挙手なし。このままでは承認できないということですね。

ここにつきましては、今ちょっと手前で議論してましたけれども、5 キロ未満についてはタクシー料金の半額以内に収まるような料金体系とすること、それを条件と付して、それを超える分については改正料金を認めましょう、というような条件をつけて承認をすることによってよろしいという方は挙手をお願いいたします。

(田川委員)

概ねですね。

(委員全員挙手)

(白井会長)

次に 5 番の社会福祉法人千葉アフターケア協会について、承認の方は挙手をお願いいたします。

(委員全員挙手)

そして 6 番の社会福祉法人宝寿会について、承認の方は挙手をお願いいたします。

(委員全員挙手)

最後でございますが、7 番の特定非営利活動法人すこやかネットみどりについて、原案のまま承認の方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(白井会長)

これも全員このままではできないということでございます。

ここでも先ほど協議を行いました、なかなかいろんな部分で福祉有償運送事業と照らしてどうか、タクシー業界とかなんかの陸運の関係でしてみてもどうかと、いろんな問題があると思いますけれども、これにつきましては次の協議会が、このあと事務局から日程が出るとは思いますけれども、年明けの 2 月ぐらいに予定してございますので、そこで再申請というか再度の更新申請を上げるということを条件に、利用者もあることですからその間は現行の料金体系では認めますよという条件付きということで、その間に事務局あるいは業者も交えて、料金体系というのをいろいろ相談されたり協議をするというところの条件を付けて、それで承認という方は手を挙げてください。

(委員全員挙手)

【ここまで非公開】

(白井会長)

では、先ほど 7 つありましたけれど 4 番の晴山会さんと 7 番のすこやかネットみどりにつきましては、条件付きということで承認するという事です。

続きまして次第の 7 でございますが、その他でございますけど、事務局何かございます

か。

(事務局)

先ほど申し上げましたが、次回の福祉有償運送運営協議会ですが、平成24年2月下旬から3月上旬の間ということで開催を予定しております。時期が近づきましたら、また事務局よりお知らせいたしますので、委員の皆様にはご出席のほうをよろしくお願いいたします。以上です。

(福岡委員)

ちょっとすみません。こちらの陸運局の方、今日はお休みですけど、もしこの方がお休みの場合、たとえば代理の方でも陸運局からは出ていただくということは無理なんですか。一応委員さんとしてはあれだけど、この方は無理な場合は。

(大前委員)

そうですね。重要ですよ。

(福岡委員)

専門的なところでやっぱり必要な。

(加藤委員)

認可を下ろす所がないと。

(田川委員)

今まで欠席されたことなかったですものね。

(大前委員)

要するに委員のメンバーではないから、参考意見をとれるという意味合いのオブザーバーという形で要請をしていただければなど。

(白井会長)

そちらは事務局のほうで陸運のほうにあたっていただければ。

(加藤委員)

先日、私もある所では来てなかったんです。

今日私来たら挨拶しようと、来てなかったんで、ある所も来てなかったから。

(白井会長)

前は成田さんですね。

(加藤委員)

いや、中村さんが今代わり。

池田さんが課長さんで、中村さんが係長さんで、中村さんが今各市町村の会に出ているんですよね。

(白井会長)

その他に委員さん何かございますか。

では、事務局のほうで先ほど最初のところで、加藤委員さんのほうからありましたけれども、事業実績については、次の会から分かるようにしてください。それと概要表をいただけてますけど、いわゆる法人の代表者が変わったとかなんかっていう、何か変更になった部分に、その辺ちょっと明示ができるような資料にしていただけますでしょうか。料金のこととか車の台数の事って書いてあるが、それ以外の事が変わってくるものがあるって、法人の方が説明するものですね。法人の方も今後とも説明するときに、変更点を中心に説明するようにお気をつけいただければと思います。

それでは、本日予定しておりました議題はすべて終了いたしましたので、以上をもちまして運営協議会を終了させていただきます。委員の皆様はどうもご苦労さまでございました。

(事務局)

白井会長ありがとうございました。委員の皆様にはご慎重な審議をいただき、ありがとうございました。

以上を持ちまして、平成23年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。